

野田市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 野田市農業委員会会長遠藤一彦は令和2年4月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 藤井愛子	2番 古谷文夫
3番 川辺茂	4番 小林利夫
5番 野口寛	6番 石山幹雄
8番 筑井正	9番 宇佐見稔久
10番 望月秀嗣	11番 上原廣
12番 青木進	13番 遠藤一彦

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 農用地利用配分計画について

議案第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第3 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

農地農政係長 間中 浩司

議長 ただいまから令和2年第4回野田市農業委員会総会を開会します。

7番、瀬能 良一 委員、病気のため欠席です。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立してい

ることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

6番 石山 幹雄 委員

8番 筑井 正 委員を指名します。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で538平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、管理不便のため、譲受人は、規模拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

青木委員 4月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から3番、議案第3号申請番号1番、議案第4号申請番号13番から25番については石山委員、議案第2号申請番号1番、議案第4号申請番号1番から12番については、宇佐見委員が報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について石山委員から報告をお願いします。

石山委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字大門の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で174平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営を行っていないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字浅間久保の畑1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で314平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相手方の要望により、譲受人は、居住地に近接させて農業経営の利便性を図るためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字メ切の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で404平方メートルとなっております。

転用の目的は、専用住宅用地です。

令和2年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、住宅のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市上水道を引き込み、雨水は宅地内浸透処理、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、市道側溝へ放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、日照、通風等の被害を与えることのないように留意する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、住宅ローンの審査結果連絡票及び同意書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 例外規定って言っていますけれども、具体的にどういう例外なのか教えていただきたい。

事務局 農地区分が、1種になりますので、1種農地は原則不許可ですが、千葉県事務指針に、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの、農地法施行規則第33条第4号に該当します。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について」を議題とします。

なお、本案は議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号22番、23番は不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番及び議案第4号申請番号22番、23番についてご説明いたします。

3 ページ、9 ページ、10 ページをご覧ください

本案は、昭和 58 年 9 月 20 日付けで公衆用道路用地として農地法第 5 条の規定による許可を受けています。

取消し理由は、道路として使われなくなったためとなっております。

次に 9 ページ、10 ページをご覧ください。

申請地は、畑 6 筆で 4158 平方メートルとなっております。

なお、6 筆の内 1 筆について公衆用道路用地として許可を受けているため、先ほど説明いたしました取消願が提出されております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 3 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第 3 号申請番号 1 番及び議案第 4 号申請番号 22 番、23 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、碎石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、既存の土手を残し土砂の流出防止に努め、周囲にメッシュフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号申請番号1番及び議案第4号申請番号22番、23番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から21番、24番から32番を議題とします。

申請番号6番から10番については、説明のため申請人等にお越しいただいております。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から先議をさせていただきます。

なお、この案件が終了しましたら休憩を入れて人の密度を下げ、外気を取り入れて換気をしてクラスタ感染発生リスクの高い状況からの回避を行います。

—青木委員退席—

議長 申請番号6番から10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号6番から10番についてご説明いたします。

5ページ、6ページをご覧ください。

申請地は、田6筆で16814平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転及び賃借権設定による〇〇経済センター用地です。

令和2年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号6番から10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、農業振興地域整備計画に沿って農地の効率利用を図る観点から市が策定する計画に従って行う施設のため、例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、土砂で盛土を行い、調整池を設置するところは切土し、通路及び駐車場はアスファルト舗装にて経済センターを建設する計画となっております。

給排水関係は、給水は市上水道を引き込み、雨水は敷地内に調整池を設置し、西側水路へ放流、汚水雑排水は合併浄化槽を設置する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、敷地外周にコンクリートブロック積を設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 本案については、例外規定に該当しますが規模が大きいこと等から慎重審議でお願いします。

それでは、説明のため申請人等にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 申請人に事業概要の説明をお願いします。

まずは、自己紹介から入っていただいて、その後、事業の概要等について説明をいただきたいと思います。

申請人 こんにちは、〇〇の〇〇です。

よろしく申し上げます。

〇〇の〇〇と申します。

よろしくお願ひいたします。

〇〇の〇〇と申します。
よろしく申し上げます。
〇〇の〇〇と申します。
今回設計の方、携わらせていただいております。
よろしく申し上げます。
同じく〇〇の〇〇と申します。
よろしく申し上げます。
〇〇の〇〇と申します。
よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは早速ですが、申請人に、事業の概要について、説明をお願いいたします。

申請人 お手元の方ですね、資料の事業計画書をご覧ください。

事業計画書、表のアの計画施設内容の中の事業を行う理由ということでご説明をいたします。

〇〇では野田市管内に 10 の支店がございまして、それぞれ経済事業を行っております。

各支店の経済事業を、1 箇所に集約することによりまして、土日祝日の営業や肥料、農薬、資材の値下げ等保管コスト等の軽減により、価格の抑制が図られるとともに、組合員のサービス向上を目指しております。

野田市農産物の更なる価値を高めることによりまして、農業者の所得増を目指しております。

続きまして、その下の、イの土地選定について、ご説明をさせていただきます。

建設予定地につきましては、農地でございしますが、地元の米や野菜の生産、また、組合員の利便性向上を図るため、農政課さんや、県及び国と、1 年以上かけて協議した結果、令和 2 年 3 月に同意をいただきまして、農業振興地域の除外についての承認をいただきました。

この場所を選定する以前に候補地としましては、複数の候補地がありました。

しかし、地権者に売買や賃貸の意思がない候補地だったり、組合員の利便性など考慮した中で、必要面積が不足していることや、地型が悪く、利便性に欠ける場所もございました。

よって、条件を満たす候補地は他にはございませんでした。

組合の利便性につきましては、平成 25 年に組合のアンケート調査を行った結果、様々な要望がございました。

組合員様からの要望に答えるべく、今回の経済センター新設の事業が必要となりました。

当〇〇の理事会においても、組合員の要望に答えるための施設規模など、たび重なる協議をし、承認をいただいております。

当〇〇に出荷している玄米の多くが県道と利根川の間に広がっている水田で栽培されております。

市内のお米を集約するにあたり、県道や農道を利用しスムーズな搬入ルートが確保できます。

実際には直線で〇〇支店より 11 キロメートル、〇〇支店より 9 キロメートルと概ね市内の中心部にある、場所でございます。

なお、精米したお米の一部は、市内の学校給食としても提供をさせていただいております。

水田などの圃場に近い場所に建設することで、お米の育成状況確認、的確な営農経営が可能となり、台風等の災害時には、市内中心地に経済センターを構えることで、組合員の助けとなる、なるべく速やかな対応ができます。

将来的に野菜収穫の更なる強化を考慮しますと、出荷組合がある〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区より、交通アクセスが良好であり、合わせて各地区の出荷組合は、水田と同様に国道 16 号線と利根川の間になり、県道や農道を利用したスムーズな搬入ルートを提携した一つの理由でございます。

よって、今回、農地であります、当〇〇の事業を行うにあたり、千葉県より農業振興地域除外の同意及び〇〇土地改良区の同意を得ております。

更に、地域住民の説明においても、当事業についての概要を理解していただき、全世帯に同意いただいております。

土地につきましては、地型、面積など良好で、排水先もでございます。

また、市内店舗の位置関係や、出荷組合員の交通アクセスを考慮し、総合的に判断した結果でございます。

今回、農地転用の承認をいただきましたら、地権者様と所有権移転の手続きを予定しております。

最後に、当〇〇が経済センターを建設するにあたり、農地転用のご承認をいただきたくよろしくお願いいたします。

続きましては、建物の方につきましては、関連会社の〇〇に、説明をさせていただきます。

それではお手元の図面に沿って、少し説明させていただきます。

現在、現況は、田んぼとなっております、道路から低くなっております。

ここに、盛土をしまして、ほぼ道路と同じような高さまで盛土をしまして、造成後、建築用地を確保するという事としております。

周囲につきましては、L型のコンクリート擁壁並びにコンクリートブロックを積み上げまして、周囲に土砂並びに雨水が、周囲の道路、または、隣地に流出しないような計画としております。

場内につきましてはL型に通路をまず、確保しまして、それに沿って建物を配置をしてございます。

建物につきましては、〇〇の支店、事務所と書いてありますが〇〇の支店、事務所それと作業所、これには会議室があったり、加工所というようなものを中に整備しております。

それに、あと倉庫分でございますけれども、農薬倉庫を兼ねました、肥料倉庫、資材倉庫それと米の倉庫を精米施設をですね、整備しました。

米の倉庫、それと集出荷場でございます。

これらの建物、すべて鉄骨造平屋建てで計画をしてございます。

建物の他には、研究畑ということで、そういった施設を、確保してございます。

場内の排水につきましては、側溝を配置します。

こちらの一番右、右側にありますけれども、調整池に全ての水を一度溜めて、放流するというような形で、計画をしてございます。

先ほど事務所について〇〇の支店という、ちょっと説明をさせていただきましたんですけどちょっとすいません。

〇〇の支店は、ございません。

この事務所というのは、これらの倉庫群を管理する事務所でございます。

訂正いたします。

こういった形で、敷地の周囲にはですね、緑地を確保しまして、緑化に努めております。

簡単でございますけれども、施設の概要としては以上でございます。

議長 私の方から二つほど質問させていただきます。

初めに現地選定の理由のところ、理事会において承認を得ております、という説明をいただいておりますが、この理事会は、いつ行われたもので、賛成というか、全会一致で決まったものかどうか教えていただきたい。

それと、議案書の中に、市が策定する計画に従って行う施設のためと記載されてますが、事務局に説明をお願いしたい。

申請人 昨年10月の理事会において、経済センターの事業の議案がございまして、そこで、満場一致で、議案を承認をいただいたということが現状でございます。

議長 質問がありましたらお願いをしたいと思います。

川辺委員 集荷場の目的は。

申請人 ご質問いただきました集荷場の目的ということで、回答させていただきます。

野田市内にですね私どもの〇〇の集荷場ということで、存在している所が、〇〇地区に1箇所、〇〇地区に1箇所、〇〇地区に1箇所、〇〇地区に3箇所ということで、倉庫を持っていますが老朽化が進んでおりまして、ここに1箇所に集約、出荷組合の方と協議をしました。

〇〇地区の予冷庫については、もう部品がないということで、修理の方も不可能ということをお業者の方から言われてますので、ここに予冷庫を設置して新鮮な野菜を市場に送りたいということで予定させていただいてます。

川辺委員 大きさ的には十分なの。

申請人 集荷場の面積ということで考えさせていただいた中で、各出荷組合単位で、ここの場所ができた場合に、ここに出荷していただけるかどうかというところを、事前にアンケートを行っております。

調査をしまして、それに基づいて、この大きさを選定させていただいたので足りるかと思いません。

宇佐見委員 埋め立てを行うということですが、その土が建設残土を使うのか山砂を使うのか。

建設残土なんか使うのは、有害物質が入ったというのが後で問題になるので、できれば山砂とかで、やっていただきたいなというふうに思っております。

あともう1点ですが、作業場というのは、どんな作業をするのか、ちょっと説明願いたいと思います。

あともう1点ですが、これはないと思うんですが、台風19号で、劇物の入った倉庫が浸水して劇物が流れてしまったという事例があったと思いますが、もしそういうところの流出とかそういう対策をとっていますか。

申請人 ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず一つ目でありました作業場についてですけれども、こちらの方、詳細の中身につきましては、まず、出荷組合も含めまして、当〇〇で行われる会議研修場を設備いたします。

それとこの中には、加工所ですね女性部さんが利用し、それに伴った調理室ということで、活用いただけるような施設を計画しております。

ご質問がありました二つ目です。

農薬倉庫につきましてはですけども、こちらはあくまで農薬については、平置きではなく、ラック等を設備させていただいて、高さをもって陳列を考えております。

もし、災害があれば、近くの高台にある倉庫棟にも非難を考えておりますのでそちらで対応できるかと思っております。

盛土につきましては、今ご指摘がありました建設残土か山砂というところで、大体大きく二つに分かれるのかなと思いますけども、今回、計画してますのが建設残土の埋立を考えておりません。

ご心配の残土、そういったような有害物質があったらというようなお話いろいろ今ちょうだいいたしましたけれども、これにつきましては建設残土の出荷元の方ですね、きちんと調査をしたものを入れるということで、その辺については問題だというふうに思っております。

宇佐見委員 そうすると残土のマニフェストなんかもしっかり検討するということですか。

申請人 〇〇の方から説明させていただいたんですが、市の方に搬入届けを出すということで、持ってくる残土の程度が、有害物質が無いかっていうのを出しなさいっていう指針がありますので、まず残土を持って行く際に、しっかりそういうところに沿って、こういう有害がないんですよっていうことで、搬入路を提出して、それで市の方でOKというような形になっています。

そういう観点でも、変な所から持ってくるということは無いと思います。

上原委員 関連するかもしれませんが、今の質問と、造成計画では、道路と同じ位の高さまで盛土をするということと、それから、工事後の防災計画で、雨水流出防止等なんていうふうに書いてありますが、今年の台風被害で、あの時にあの周辺では、災害で非難をしています。

皆さんがね、たまたま利根川が決壊して、ということではなく被害は全然ありませんでしたが、

あそこは大分低い低地の状況ですがその辺の考慮は計画していますか、災害対策。

申請人 今のご質問に回答させていただきます。

こちらの地区につきましては、先ほど最初に説明ありましたように、基本的には、道路の高さに少し高い程度の盛土計画をしております。

確かに野田市が作成していますハザードマップ上では、低い土地になっておりますので、そうなりますと、現在、〇〇支店、また、〇〇支店のように石蔵倉庫が存在しています。

こちらが特に〇〇地区に関しましては、そのハザードマップ上は高い地区になりまして洪水でも、浸水の箇所ではないというふうなうたっていましたので、万が一、ここが台風とか、浸かれた場合にはこの倉庫にあるものを、こちらの方に逃がすような検討はしております。

藤井委員 職員は何名予定していますか。

申請人 現在、各支店には、経済課の職員は 30 人弱勤務していますが、今回こちらの方の経済センターに向けましては、大体今 20~25 名程度の人員を、この計画をさせていただいております。

筑井委員 先程ですね、この選定するにあたって、候補地をいろいろ調べたらということでしたが、具体的に、どの辺あたりで選定して、この中とかで抽出して調べたと思いますけど、具体的に細かくはいいんですけど、その辺の何箇所ということわかったら教えてください。

申請人 今の質問にお答えをさせていただきます。

地図にですね候補地が全部で 6 つある A3 の地図をお配りをさせていただきますので、そちらで見たほうがわかりやすいかと、ちょっと、お待ちください。

地図が届いたと思いますが、こちらの、計画地となってる部分が今回の申請する土地でございまして、後の候補地 1~5 につきましては、先ほどお話ししたけども、所有者が、売らないとか、貸さないとか、それと、土地の面積と地型というか、形の面で、ならなかったというのが現状でございます。

筑井委員 これ見ますと、もうほとんど今の計画地の周辺だけですよ。

なぜ例えば、もうちょっと北と南、今車社会ですからこの中心にこだわらなくても、まして農振農用地区域の圃場整備区域にこだわらなくても、北部とか南部とかに候補地としなかった理由をお聞かせください。

申請人 今のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもご説明させていただきたいんですけども、第 1 に、うちの方の管内の先ほど野田市管内と説明させてもらってるんですけども、〇〇から、逆に言うと、〇〇までということで、やはり皆様の場所の選定もございまして、利便性を考えて、その中心に、交通の便もあるんですけども、中心に寄ってということで考えがございまして、やはりそうしますと、この川間地区近

辺が、一番望ましいということも多く、農協の方針としまして、当時ありましたので、この地区で、候補地を6箇所選びさせていただいて、最終的に、今回の申請になったということが経緯でございます。

筑井委員 そうしますとこの施設は、要するに北の〇〇から〇〇の組合員の方が、ここへ買いに来たりとかそういう施設ですか。

私は農家ではないのでわからないんですけども、その辺ちょっとどういう施設なのか、〇〇の単なる倉庫なのか、組合員が皆ここへ来て、農薬買ったり、今までの支店にはそういうものはなくなっちゃって、ここにみんな寄せるという施設なんですか。

申請人 今のご質問にお答えさせていただきます。

この施設につきましては、この場所で資材、農薬、肥料、その他もろもろをここで購入することもできます。

今現在は各支店に肥料、農薬とかいうものを在庫を置いてあるんですが、今後は、各支店に置かずに例えば、〇〇のお客様が、電話をして肥料が欲しいということであれば、ここまで買いに来るのではなくて、〇〇に電話があれば〇〇からこの経済センターに連絡がございますので、そこから配達という形になります。

そのために、やはり中心という意味で、この場所になった設定の理由としても言えます。

配送もちろん、やっておりますので、ここから配送も考えております。

筑井委員 わかりました。

議長 質問がないようでしたら、退席願いますけども。

—質疑なしの声あり—

大変貴重なご時間ありがとうございます。

—申請人退席—

事務局 質問がありました市が策定する計画に従って行う施設ということで、今、お配りしたものが、野田市で策定をした野田市地域の農業振興に関する計画というものを、野田市で策定しております。

表にあるのが、報告をした写しとなりまして、令和元年12月10日に、計画の案ついで、縦覧を12月10日から、令和2年1月9日まで縦覧しております。

左側ホッチキス止めで、止めてあるものが、縦覧の終わった後に、正式に計画として策定されたものになります。

そこで、〇〇の申請が提出された経済センターについては、8ページご覧いただきたいんですが、この計画の中に、8ページの5番、施設の種類位置及び規模並びに振興計画の条件ということで、こちらに野田地区経済センターこの申請地の、施設が計画として策定されております。

この計画に沿って行う今回の施設なので、農用地除外されましたが、農地区分的には1種農地

に当たりますが千葉県が作成しております、農地転用事務指針の中で、1種の例外的に許可できるというものの中に、市町村、農業振興地域整備計画や同計画に沿って、農地の効率利用を図る観点から、市町村が策定する計画に従って、施設整備を行う場合ということで、例外的に載っておりますので、そちらに該当しております。

以上です。

議長 今の事務局の説明に対して何か質問がありましたら、お願いします。

ないようでしたら採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

—質疑なしの声あり—

大きな計画ですので、慎重審議にならざるを得ないかと一応これで、質問が終わりましたので、これから採決に入りたいと思います。

ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

これより議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号6番から10番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

それでは休憩にします。

—休憩—

—青木委員入席—

議長 再開します。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1833平方メートルの内1000平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲との高低差を設けず、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から2ページの申請番号5番、6ページの申請番号11番から9ページの申請番号21番、10ページの申請番号24番から12ページの申請番号32番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書及び金銭消費貸借契約証書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1412平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、転圧を行い整地し、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

農地農政係長

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で910平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、転圧を行い整地し、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号4番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で743平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、草が生い茂っていました。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲との高低差を設けず、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び金銭消費貸借契約証書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で54.59平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による住宅及び公衆用道路用地です。

令和2年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第4号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないため例外規定に該当します。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、住宅敷地を拡張して駐車場、公衆用道路用地とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリート施工により土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番、12 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 11 番、12 番についてご説明いたします。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 388 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 3 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第 4 号申請番号 11 番、12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、盛土はせず、整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣接地との境に木杭、番線を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資に関するお知らせが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 571 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 3 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第 4 号申請番号 13 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地で一部雑草が生えていました。

計画内容は、切土、盛土は行わず、現況高にて整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 14 番から 16 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 14 番から 16 番についてご説明いたします。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で1192平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和2年3月24日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第4号申請番号14番から16番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地で一部雑草が生えていました。

計画内容は、埋立て等は行わず、整地し、砕石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号17番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号17番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1011平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第4号申請番号17番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地で一部雑草が生えていました。

計画内容は、埋立て等は行わず、整地し、砕石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号18番、19番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号18番、19番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で909平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第4号申請番号18番、19番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地で一部耕作中でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、整地し、砕石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号20番、21番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号20番、21番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で4748平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第4号申請番号20番、21番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、既存の土手を残し土砂の流出防止に努め、周囲にメッシュフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 24 番から 28 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 24 番から 28 番についてご説明いたします。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

申請地は、畑 6 筆で 3914 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 3 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第 4 号申請番号 24 番から 28 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地で一部雑草が生えていました。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、既存の土手を残し土砂の流出防止に努め、周囲にメッシュフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 29 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 29 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 349 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 3 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第 4 号申請番号 29 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、防草シート、碎石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、既存の土手を残し土砂の流出防止に努め、周囲にメッシュフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 30 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 30 番についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 822 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和 2 年 3 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第 4 号申請番号 30 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、切土、盛土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプ柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 31 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 31 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1107 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 2 年 3 月 25 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第 4 号申請番号 31 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。
当該地の現況は、雑草が生えていました。
計画内容は、埋立て等を行わず、転圧により整地し、パネルのない部分については防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号 32 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 32 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 568 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 2 年 3 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第4号申請番号32番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、登記地目は田ですが平成2年に畑地造成の許可を受けて造成済みのため、埋立て等を行わず、転圧により整地し、パネルのない部分については防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

上原委員 申請番号で11と12番についてなんですが、譲り渡し人と〇〇さんと〇〇さんで、譲受人が〇〇さんということで、3人とも同じ住所ですが、関係はあるんでしょうか。

事務局 11番が親子で12番が夫婦です。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の申請番号1番から5番、11番から21番、24番から32番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号1番についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和45年以前より宅地として利用し、現在に至っております。

平成7年5月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和20年4月1日より宅地として利用し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号3番についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和57年10月29日より宅地として利用し、現在に至っております。

平成 2 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 2 年 3 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成 2 年 11 月 5 日以前より宅地として利用し、現在に至っております。

平成 2 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 2 年 3 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

望月委員 申請番号 1 番ですがこの面積でいいかと一千坪を超えるような面積です。

問題はないというふうに判断して、宅地内ですね、母屋とかそれから倉庫だとか、そういった物があつたところ、というふうになっているのでしょうか。

野口委員 地元の委員として、現状は、もともと養鶏家で鶏舎が一杯あります。

それで、当時は農地法の許可を得ず、鶏舎を建てたと地主さんが話してました。

議長 事務局補足ありますか。

事務局 野口委員の答弁のとおり鶏舎がありました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議案第 6 号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号一般についてご説明いたします。

16 ページをご覧ください。

野田市長より令和 2 年 3 月 31 日付けで、令和元年度第 11 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。
農用地利用集積計画の一般でございますが、5 年の賃借権設定が田 3 筆で 2192 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 6 号「農用地利用集積計画について」の中間管理の申請番号 1 番から 13 番を議題とします。

なお、本案は議案第 7 号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号中間管理の申請番号 1 番から 13 番についてご説明いたします。

17 ページ、18 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の中間管理権の取得でございますが、5 年の賃借権設定が田 4 筆で 6307 平方メートル、10 年の賃借権設定が田 9 筆で 12252 平方メートルとなっております。

借受人は、農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第7号についてご説明いたします。

20ページ、21ページをご覧ください。

野田市長より令和2年3月13日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した中間管理権を取得する農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

5年の賃借権設定が田4筆で6307平方メートル、10年の賃借権設定が田9筆で12252平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われま。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号「中間管理」の申請番号1番から13番及び議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第6号「農用地利用集積計画について」の中間管理の申請番号14番を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号中間管理の申請番号14番についてご説明いたします。

18ページをご覧ください。

申請地は相続未登記農地で農業経営基盤強化促進法第21条の2第2項による探索を行っても所有者が判明しなかったため、農用地利用集積計画について6か月間の公示を行い、公示期間中に異議がなかったため、農地中間管理機構である千葉県園芸協会に貸付けを行うものです。

5年の賃借権設定が畑1筆271平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号「中間管理」の申請番号14番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第8号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号番号1番についてご説明いたします。

22ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認につきましては、平成7年4月12日付け構造改善局農政部農政課長通知に基づき柏税務署長より調査を依頼されたもので、この調査対象となる方々は20年前に農地等の相続を受けた相続人が、相続税の申告を行う際、今後20年間農地を引き継いで農業経営を継続する約束のもとで、相続税の納税猶予の特例を受けて相続税の支払いを猶予されたものです。

今回、相続税の納税猶予の特例を受けた農地について、相続税の申告から20年間の経過するため、申告どおりの状況となっているか、それぞれの農地の地元委員に現地確認をお願いしたものです。

この調査は、全筆を現地確認して、実際に農地として適正に管理し、農地として使用されているか否かを確認して、その結果を柏税務署長に回答するものです。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地確認が行われています。

自席で結構ですので、川辺委員よりご報告をお願いします。

川辺委員 議案第8号番号1番について報告いたします。

令和2年3月4日に私と古谷委員、筑井委員、事務局職員1名と農地11筆について現地確認を行いました。

当該地は、耕作中の農地であったことを報告いたします。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査した委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第8号について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

議長 「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に2ページから4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、8件受理しております。

なお、報告第1号、第2号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に5ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、1件提出がありました

次に6ページをご覧ください。

報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約は、2件提出がありました。

次に7ページをご覧ください。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が2件ありました。

次に8ページをご覧ください。

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1件証明いたしました。

以上です。

議長 報告第5号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。番号2番は、私が現地調査を行いましたので報告します。

去る2月7日に私と事務局職員1名で現地調査を行いました。

照会地は、車両置場として使用されていたため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 次に報告第6号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号1番について、調査にあたった望月委員より報告をお願いします。

望月委員 去る2月19日に私と事務局職員1名で現地調査を行いました。

照会地は、農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続きまして、運営委員会の報告を古谷議長をお願いします。

古谷議長 「担い手農家への農家意向調査」についてでございますが、配付しました「農家意向調査質問事項」を担い手農家へ送付いたします。

問の3には、記入例を記載します。

対象者は、市内農地所有適格法人12社、参入農地所有適格法人3社と新規就農者11人です。

時期につきましては、4月下旬に郵送し、郵送での回収で期限は、5月末です。

平成30年度、令和元年度に行いました農家意向調査の結果と一緒に現委員の任期中に野田市へ農地利用の最適化を推進するための意見として調査結果を提出予定です。

以上でございます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後5時15分)